

令和9年度税制改正要望 の注目ポイント



令和9年度税制改正の主要要望項目

各省庁から、家事支援・ベビーシッター利用の税優遇の創設、事業承継税制の抜本見直し、中小企業向け設備投資減税の拡充などが要望された。例年なら、12月中旬に与党の「令和9年度税制改正大綱」が公表される予定で、今後の動向に注目したい。

所得税	家事支援・ベビーシッター利用の税優遇の創設
資産税	事業承継税制の抜本見直し
	中小企業の設備投資の固定資産税特例の延長等
	エッセンシャルサービス確保の特例措置の創設
	新築マンションの価格高騰への対応措置
法人税	中小企業の軽減税率の延長等
	交際費課税の特例の延長
	中小企業向け賃上げ促進税制の拡充等
	中小企業経営強化税制の拡充等
	中小企業投資促進税制の延長等
	中小企業防災・減災投資促進税制の拡充等
	中堅・中小グループ化税制の延長等
	医療に係る設備投資減税の延長
	減価償却資産に係る取得価額基準等の見直し
	事業ポートフォリオ転換・強化促進税制の創設

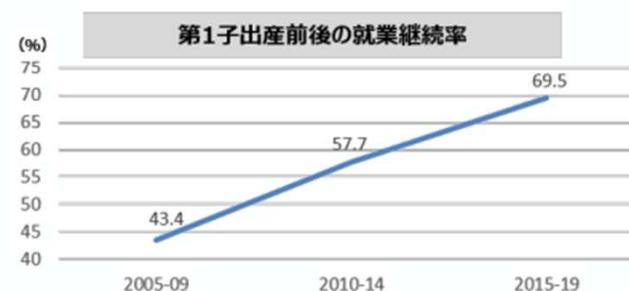
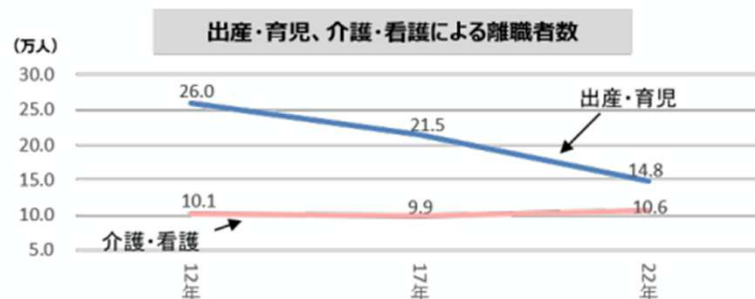
家事支援・ベビーシッター利用の税優遇の創設

子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図ることによって、仕事と子育て・介護等の両立に資するため、家事支援サービスやベビーシッターを含む認可外保育施設の利用に要する費用について、税制上の所要の措置が要望された。

現行制度（現状認識）

【出典】経済産業省「令和9年度税制改正要望」
具体的な見直し内容の記載なし

- 子育てや介護等を行いながら働く方が増えている一方で、「出産・育児」による離職者は減少傾向にあるものの年間約15万人おり、「介護・看護」による離職者は年間約11万人と緩やかな増加傾向にある。また、第一子出産前後の女性の継続就業率は、上昇傾向にあるものの約70%となっている。
- 仕事と子育て・介護等との両立をサポートするための選択肢の1つとして、家事支援サービスやベビーシッターは社会的に認知されているが、潜在需要に対して、価格の高さや心理的抵抗感等により、利用は限定的である。
- 子育てや介護等による離職を防止し、全ての人がキャリアを諦めることなく希望に応じて能力を発揮できるよう、両立支援の一環として、こうしたサービスを安心して利用できる環境を整え、その普及促進に取り組むことが必要である。



(参考)「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026(令和8年6月26日閣議決定)」

「これまでの取組に加え、必要とされる方が家事支援サービスやベビーシッターを安心して利用することができるよう、例えば、家事支援サービスの国家資格(技能検定)の創設等による品質・信頼性の向上を前提として、サービスの利用に対する税制措置を含む支援策を検討する。」

事業承継税制の抜本見直し

事業承継を契機として経営改革を実現し、生産性向上等による「稼ぐ力」の強化に向けて主体的に取り組む中小企業・小規模事業者を後押しする措置へ、抜本的に見直し・強化することが要望された。

【現行制度】

法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象 株式数	総株式数の最大 2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (令和9年12月31日まで) 令和9年9月末までの計画申請が 必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保 要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

抜本的に見直し・強化

【出典】経済産業省「令和9年度税制改正要望」
具体的な見直し内容の記載なし

個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物(乳牛等、果樹等) ・無形償却資産(特許権等)等
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (令和10年12月31日まで) 令和10年9月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%



(参考)「中小企業の親族内承継に関する検討会報告書(案)(令和8年8月5日)」では、「成長投資や賃上げ、地域貢献等を実施する中小企業に対して、猶予税額の免除等を検討してはどうか。」という意見も出ている。

中小企業の設備投資の固定資産税特例の延長等

生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資の固定資産税の特例について、次の要望が行われた。

賃上げ水準の要件の見直しを行った上で、適用期限の2年間延長

赤字や利益が少ない企業も含めた中小企業における研究開発投資を一層後押しし、収益力の向上を図る観点から、中小企業による研究開発に係る設備投資拡大に向けた所要の措置を拡充

現行制度

<全体のスキーム>

国
(基本方針の策定)

協議 ↑ ↓ 同意

市町村
(導入促進基本計画の策定)

申請 ↑ ↓ 認定

中小企業
(先端設備等導入計画の策定)

研究開発に係る
設備投資拡大も要望

【適用期限：令和8年度末まで】

2年間延長を要望

特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 3年間、課税標準を1／2に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 5年間、課税標準を1／4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。		

賃上げ要件を見

賃上げ水準の
要件を見直し

【出典】経済産業省「令和9年度税制改正要望」

エッセンシャルサービス確保の特例措置の創設

小売店・ガソリンスタンドなどの生活に必要不可欠なサービス(いわゆるエッセンシャルサービス(ES))は経済全体の基盤であり、その供給不足による生活環境の悪化が地域の経済活動・産業の担い手である生活者の喪失につながるおそれがあることから、ESの安定供給と持続性確保を促進するため、登録免許税・不動産取得税・固定資産税の軽減措置が要望された。

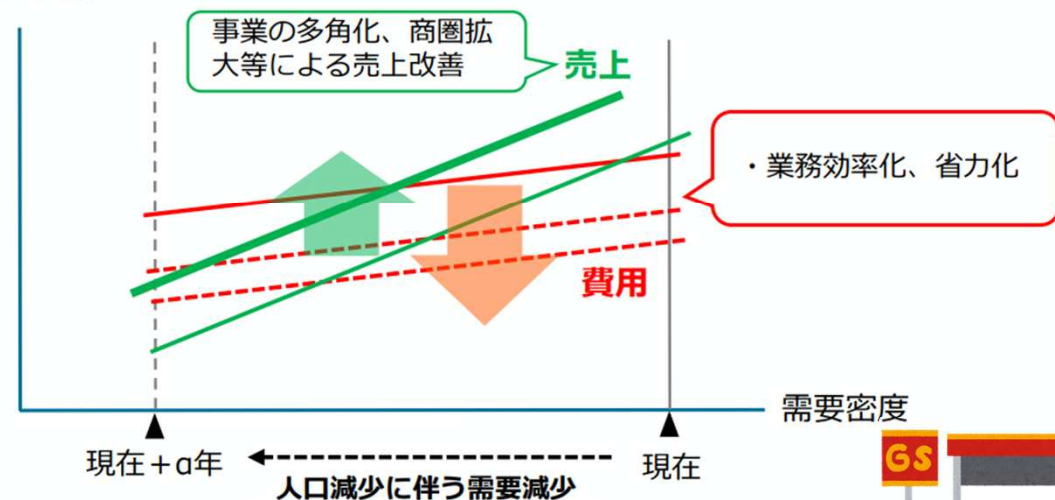
要望内容

産業競争力強化法における生活維持物品役務需要減等事業適応計画に基づき、新会社の設立や資産の取得を行う認定事業者に対する税制措置を創設する。

初期負担(登録免許税・不動産取得税)と継続的負担(固定資産税)の軽減を要望

ESの安定供給と持続性確保のイメージ

売上・費用



【出典】経済産業省「令和9年度税制改正要望」



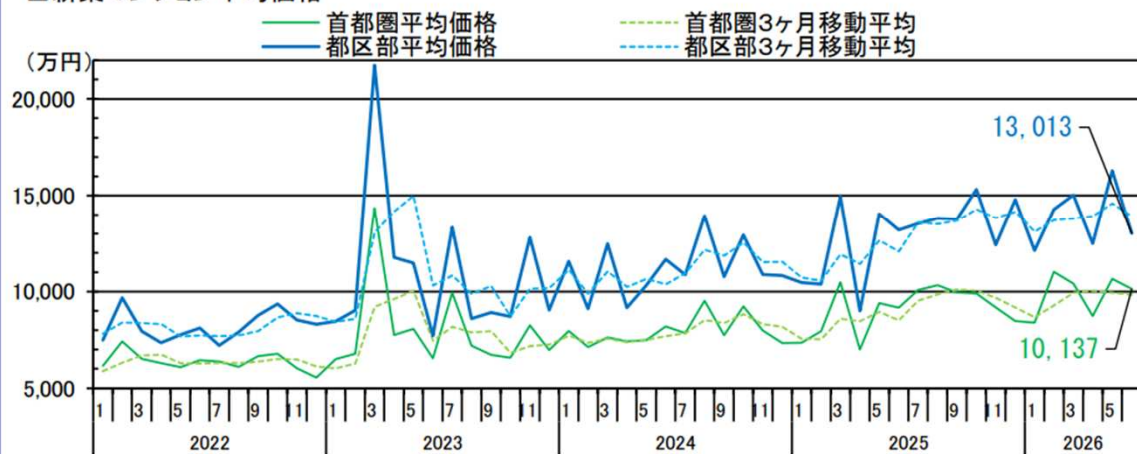
(参考) 経済産業省では、地域の生活基盤を支えるエッセンシャルサービス(卸小売・ガソリンスタンド・公共交通・物流など)の持続性確保に向けた取組みを後押しする新たな認定制度(「認定エッセンシャルサービス制度」)を創設している。

新築マンションの価格高騰への対応措置

都心の大規模マンションを中心とした近年の新築マンション価格の高騰に対応するため、実需に基づかない投機的取引を抑制するための方策について、必要な検討を行い、所要の措置を講じることが要望された。

施策の背景

■新築マンション平均価格



出典：(株)不動産経済研究所「新築マンション市場動向」

■新築マンションの取引の調査結果(令和7年11月)

○短期売買割合

保存登記 期間	2024年 1～6月	2023年	2018～2022年 での最大値
東京圏	6.3%	3.7%	5.0% (2021)
東京都	8.5%	5.2%	7.3% (2021)
23区	9.3%	5.7%	8.0% (2021)
都心6区	12.2%	7.1%	4.6% (2021)

※短期売買：保存登記から1年以内に移転登記がなされたもの

出典：国土交通省

■不動産協会による対策(令和7年11月公表)

- ・登録・購入戸数の制限
- ・登録名義での契約、引渡し、登記の徹底
- ・売買契約締結から引渡しまでの期間における売却活動の禁止

※物件購入時の流れ



■令和8年度税制改正大綱(令和7年12月自由民主党・日本維新の会)

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

ロ 不動産価格高騰への対応(新築マンションの短期売買)

近年のマンション価格の高騰については、その一因として、都心の大規模マンションを中心に、短期売買が増加傾向にあることが挙げられる。実需に基づかない投機的取引は好ましくないとの考えの下、民間部門でも対策が講じられ始めている。その結果も踏まえつつ、引き続き、所管省庁においてマンション取引の実態把握を継続し、本来あるべき不動産取引への影響や、資産価値への影響など、様々な観点を考慮しながら、税制上の措置も含め必要な措置を講ずる。

【出典】国土交通省「令和9年度税制改正要望」 具体的な見直し内容の記載なし





中小企業の軽減税率の延長等

現状維持ではなく、攻めの成長投資を進める「強い中小企業」への変容を促すため、財務基盤を支える中小企業の軽減税率について、政策効果を高める観点から見直しを行った上で、適用期限の2年間延長が要望された。

現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

2年間延長を要望

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 時限的な措置（租税特別措置）として、当該税率を単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金 1 億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金 1 億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額 ※ <u>所得10億円以下の中小法人</u> の場合	<u>19%</u>	<u>15%</u>
	年800万円以下の所得金額 ※ <u>所得10億円超の中小法人</u> の場合	<u>19%</u>	<u>17%</u>

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業は本措置の対象外。
※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。

【出典】経済産業省「令和9年度税制改正要望」
具体的な見直し内容の記載なし

(参考)「令和7年度税制改正大綱

「中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置である。(中略)特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討する。」

交際費課税の特例の延長

物価高騰の影響等を踏まえ、交際費等から除かれ損金算入可能となる飲食費に係る金額基準(1人あたり10,000円以下)と特例措置(飲食費の50%を損金算入、交際費等を800万円まで全額損金算入)について、適用要件の見直しを行った上で、適用期限の3年間延長が要望された。

1 現状

- ・ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)上、交際費等(※)については、損金不算入が原則。
- ・ 適用期限は令和9年3月31日まで。

3年間延長を要望

※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの。

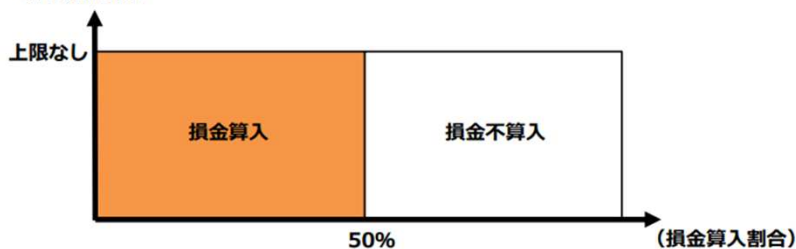
【1人あたり飲食費が10,000円以下の場合】

10,000円以下の飲食費は、交際費等から除かれ損金算入が可能。

【1人あたり飲食費が10,000円超の場合】

以下の特例措置①、②が設けられており、資本金100億円以下の大企業は①のみ。資本金1億円以下の中小企業については、①、②のいずれかを選択可能。

① 飲食費の50%を損金算入できる特例措置
(控除限度額)



② 交際費等を800万円までは全額損金算入できる特例措置
(控除限度額)



[出典] 厚生労働省「令和9年度税制改正要望」

中小企業向け賃上げ促進税制の拡充等

積極的に賃上げを行う中小企業・小規模事業者を後押しし、一人あたりの賃金の増加につながるよう、次の要望が行われた。

適用期限の3年間延長

適用要件の基準を、現行制度の「雇用者全体の給与等支給総額」から「従業員一人あたりの給与支給額」に見直し
現行制度の賃上げ要件（給与等支給総額1.5%増加など）を見直し、より積極的な賃上げを後押しする要件に

現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

3年間延長を要望

雇用者全体の給与等支給総額が
前年度比**1.5%以上増加**
⇒ 給与増加額の**15%を税額控除**

雇用者全体の給与等支給総額が
前年度比**2.5%以上増加**
⇒ 給与増加額の**30%を税額控除**

+

くるみん or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を**5%上乗せ**

※賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能

※控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

適用要件の基準の
「従業員一人あたりの給与支給額」
への見直しを要望

賃上げ要件の
見直しを要望

【出典】経済産業省「令和9年度税制改正要望」

【 の要望の背景】

現行制度では、賃上げを行ったものの、従業員数の減少により給与等支給総額が増額とならなかった企業は税制適用を受けられない。
今後、生産年齢人口の継続的な減少を見据え、こうした企業が制度の適用を受けられるようにするため、見直しを要望。

中小企業経営強化税制の拡充等

幅広い成長志向型の企業のさらなる創出に向けて、中小企業の「稼ぐ力」を高めるべく、企業の生産性向上投資を促す観点から、各類型の活用実績や対象設備の政策効果等を踏まえメリハリをつけた見直しを行い、インセンティブの強化を行った上で、適用期限の2年間延長が要望された。



現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

2年間延長を要望

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄 宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（40万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		器具備品（40万円以上）	
経営規模拡大設備 (E類型)	・ROI水準：7%以上 ・売上高成長率：10%以上 ・売上高100億円超を目指すロードマップの作製 等		建物附属設備（60万円以上）	
			ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る） ※E類型は建物及び建物附属設備（1,000万円以上）	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものを除く。

※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。

【出典】経済産業省「令和9年度税制改正要望」
具体的な見直し内容の記載なし

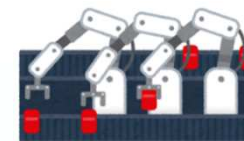
中小企業投資促進税制の延長等

中小企業のさらなる設備投資を促進や財務基盤を支えるための中小企業投資促進税制について、政策効果を高める観点から見直しを行った上で、適用期限の2年間延長が要望された。

現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

2年間延長を要望



対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台40万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）

【出典】経済産業省「令和9年度税制改正要望」
具体的な見直し内容の記載なし

中小企業防災・減災投資促進税制の拡充等

中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要であり、今後も中小企業による防災・減災に向けた設備投資の促進が必要であるため、次の要望がされた。

適用期限の2年間延長

対象設備の追加、地方公共団体による補助金等との併用可に



現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

2年間延長を要望

- 適用対象者：令和9年3月31日までに「（連携）事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：（連携）事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 支援措置：特別償却16%
- 対象設備：以下の通り

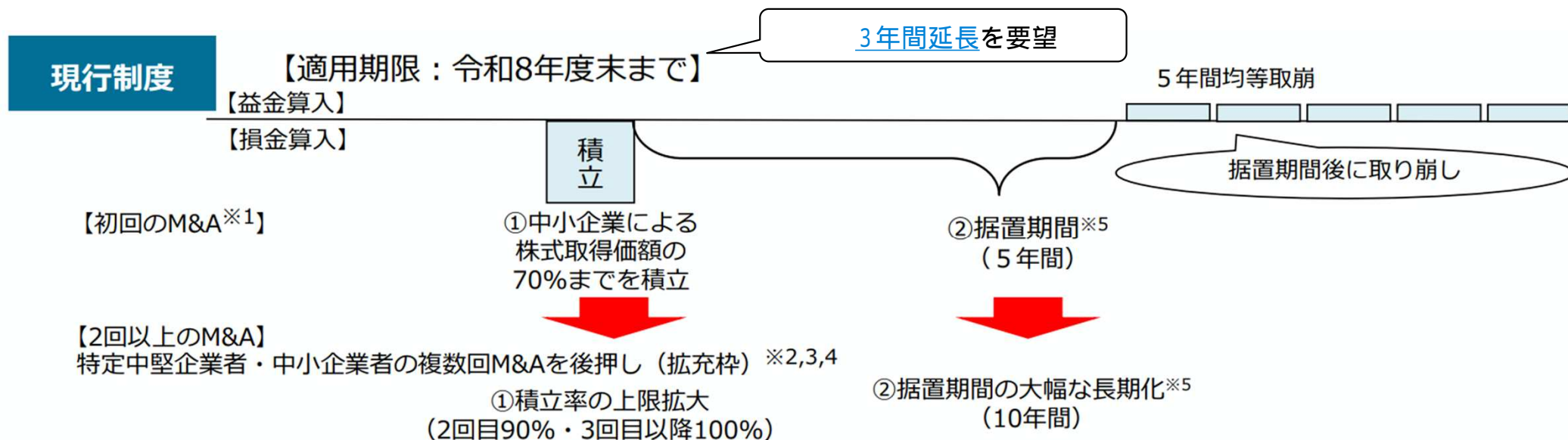
対象設備に構築物（浸水防止設備）の追加を要望

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (40万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

【出典】経済産業省「令和9年度税制改正要望」

中堅・中小グループ化税制の延長等

M & Aを通じた事業再構築・事業再編による企業の成長・発展の実現に向け、適用期限の3年間延長や、M & A実務の実態に即した手続きとなるよう、計画認定に係る所要の見直しが要望された。



- ※ 1：経営力強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けることが要件。具体的には、M&Aの基本合意後・最終合意前までに経営力向上計画（事業承継等事前調査の内容を記載して策定）の申請・主務大臣による認定を受ける必要がある。認定計画の内容に従って株式取得を実施した後、主務大臣に対して事業承継等を実施したこと及び事業承継事前調査の内容について報告し、確認書の交付を受けること。
- ※ 2：産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画の認定を受けることが要件。具体的には、M&Aの基本合意後・最終合意前までに特別事業再編計画の申請・主務大臣による認定を受ける必要がある。特別事業再編計画は、企業者における新規取組を記載して策定すること。認定計画の内容に従って株式取得を実施した後、主務大臣に対してM&A等を実施したこと及び事前調査（デューデリジェンス）の内容について報告し、確認書の交付を受けること。
- ※ 3：拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要。
- ※ 4：中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。
- ※ 5：簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩す。
- 計画認定の見直しを要望

【出典】経済産業省「令和9年度税制改正要望」



医療に係る設備投資減税の延長

地域における医療提供体制の確保のため、医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について、適用要件の見直しを行った上で拡充し、**適用期限の延長**が要望された。

対象制度	対象設備	特別償却割合	適用期限
高額な医療用機器に係る特別償却制度	取得価格500万円以上の一定の医療用機器	取得価格×12%	【現行制度】 令和9年3月31日まで 【要望】 適用期限の延長
医師・医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度	「医師等勤務時間短縮計画」に基づき取得した器具備品(医療用機器を含む)、ソフトウェアのうち一定の規模(30万円以上)のもの	取得価格×15%	
地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度	病床の再編等のために取得・建設・改修工事をした病院用・診療所用の建物・附属設備	取得価格×8%	



【出典】経済産業省「令和9年度税制改正要望」をもとに作成



減価償却資産に係る取得価額基準等の見直し

減価償却資産を個別に管理することの事務負担に対応する配慮として設けられている、10万円未満の資産を取得時に全額損金算入、10万円以上20万円未満の資産は3年均等で損金算入が可能である制度等について、[足下の物価上昇等を踏まえた基準額の見直し](#)が要望された。

現行制度

【適用期限：なし】

償却資産の取得価額

①10万円未満（少額減価償却資産）

②20万円未満（一括償却資産）

税務処理の方法

取得時に**全額損金算入**が可能

取得価額が20万円未満の減価償却資産は、一括して3年間で償却が可能

▶ 1998年以来見直しが行われておらず、
足下の物価上昇等を踏まえた見直しが必要

※令和8年度税制改正で、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の基準額は30万円から40万円へ引上げ。

総務省は「償却資産」の基準額についても見直しを要望している。

【出典】経済産業省「令和9年度税制改正要望」
具体的な見直し内容の記載なし

事業ポートフォリオ転換・強化促進税制の創設

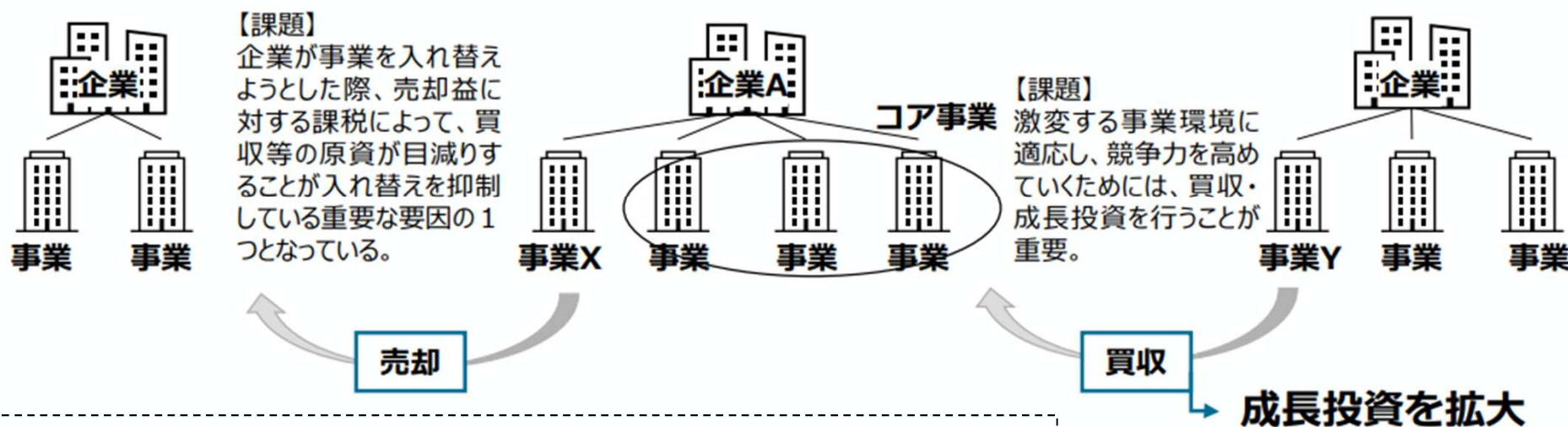
AX、GXをはじめとした技術革新や経済安全保障の重要性の高まりなど、事業環境が激変する中、日本の経済成長に向けて、企業が事業ポートフォリオを強化し、成長投資を通じ、「価値創造」事業を拡大させることが必要であることから、事業ポートフォリオ転換・強化を後押しする新たな税制の創設が要望された。

要望内容

AX: AIを前提とした企業変革(AIトランスフォーメーション)
GX: 「脱炭素」と「経済成長」の両立(グリーントランスフォーメーション)

□ 現行制度：企業が事業等売却する際、**売却益に課税発生** ※売却益は売却価格と簿価の差額

□ 要望内容：一定期間内に事業等の売却と買収を行う際の**売却益に対する課税繰延**



- 「特定事業用資産の買換え特例」に似ており、資産ではなく「事業」を組み替える際の優遇措置といえる。
- 経済産業省は「産業競争力強化法」に基づく計画の認定を受けた企業を対象とし、事業ポートフォリオの転換・強化の取組みによる一定以上の生産性の向上が見込まれていること等を要件として検討している。

【出典】経済産業省「令和9年度税制改正要望」

その他の主要要望項目

区 分	要望項目
所得税	○NISAの利便性向上等(非課税保有限度額1,800万円の当年中の復活、つみたて投資枠の要件整備) ○国債に関する税制の検討 ○「生命保険料控除制度の拡充」の恒久化 令和8・9年分所得税の23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の2万円の上乗せ措置 ○金融所得課税の一体化(デリバティブ取引・預貯金等まで損益通算範囲を拡大) など
資産税	○取引相場のない株式の評価方式に関する見直し(「企業の成長や事業承継を阻害することがないよう、慎重な検討が必要。見直しによる影響や事業者の懸念を踏まえ適切な措置となるよう検討」と経産省資料に記載) ○産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の延長等 ○産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長 ○結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置(廃止を要望)
法人税	○銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置(「みなし大企業」からの除外) ○GX等の戦略分野国内生産促進税制の延長等 ○世界に伍するスタートアップエコシステムの形成に向けた措置の検討 ○企業による自社外も含めた人的投資を促進するための措置の検討 ○公益法人のみなし寄附金に係る損金算入限度額の算出方法の見直し など
土地・住宅税制	○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等に係る所要の措置 ○土地に係る固定資産税の負担調整措置と条例減額制度の延長 ○土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長 ○空き家の発生を抑制するための特例措置の拡充・延長 など
その他	○中小企業退職金共済制度と勤労者財産形成促進制度の見直しに伴う税制上の所要の措置 ○車体課税の抜本見直し(カーボンニュートラルに資する保有時の課税のあり方見直し等) ○外国子会社合算税制の見直し(課税範囲の見直し、経済活動基準の見直し等)